

道路運送法改正に伴う影響について

令和6年3月28日（木曜日）

精華町地域公共交通会議

道路運送法改正の背景

法改正の背景

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、地域公共交通会議で協議して決定していたが、協議を行う委員に複数の交通事業者や関係者団体が含まれており、そこで協議運賃を決定することが独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、適正な構成員で運賃を協議することを目的として改正された。

- 一般乗合旅客自動車運送事業とは

路線バスや乗合タクシー等のことで、個々の旅客の依頼に応じて運賃を収受し、自動車に乗合旅客を運送する事業を指します。
本町では、「精華くるりんバス」が一般乗合旅客自動車運送事業に該当します。

- 協議運賃とは

地域の実情に応じた運賃設定を行うため、地域公共交通会議において合意が調った運賃及び料金のことを言います。

- カルテルとは

複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為を言います。

道路運送法改正内容

令和5年10月1日に施行された改正道路運送法により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の協議方法が以下のように変更されました。

改正前



改正後

道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、**当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは**、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、**その旨を国土交通大臣に届け出ること**をもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

道路運送法施行規則

(法第9条第4項の協議が調つたとき)

第9条の2 **法第9条第4項の協議が調つたときは**、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)**又は協議会において協議が調つて**いるときとする。

道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会において**、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る**運賃等について協議が調つたときは**、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、**当該運賃等を定めることができる**。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、**同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない**。

R6.3.28 第18回精華町地域公共交通会議

道路運送法改正に伴う影響について

これらの改正に伴い、精華町地域公共交通会議においても、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議の方法を変更する必要があります。

改正前

- 協議運賃を定める場合は、精華町地域公共交通会議での協議で足りる。
- ・精華町公共交通会議 委員（精華町地域公共交通会議設置要綱で規定）
 - (1) 学識経験者 (2) 地域住民 (3) 京都運輸支局 (4) 京都府
 - (5) 運行事業者 (6) 労働組合 (7) 木津警察署 (8) 道路管理者 (9) 町



改正後

- 協議運賃を定める場合は、次に掲げるものを構成員に限定する必要がある。
 - (1) 町
 - (2) 当該運行事業者
 - (3) 京都運輸支局
 - (4) 町長又は町長が指名する「住民の意見を代表する者」
- 運賃の協議に先立ち、公聴会等の開催により意見を集め、反映させることが新たに義務付けられた。

道路運送法改正に伴う影響について

これにより、精華町地域公共交通会議設置要綱の規定も一定の見直しが必要と考えられます。

○精華町地域公共交通会議設置要綱

平成23年11月22日
要綱第41号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保とその利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、精華町地域公共交通会議(以下「交通会議」という)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地域住民
 - (3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する職員
 - (4) 京都府の職員
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその他の一般旅客自動車運送事業者の代表者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (7) 京都府木津警察署長又はその指名する者
 - (8) 道路管理者
 - (9) 町長又はその指名する者
 - (10) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じ、会長が招集し、議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 交通会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の組織運営その他必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の庶務は、事業部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

R6.3.28 第18回精華町地域公共交通会議

道路運送法改正への今後の対応について

改正道路運送法の施行への対応のため、**運賃協議会の設置方法及び「住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置」**について、国土交通省が示す例を参考に今後の会議で提案を行う予定です。

(例1) 地域公共交通会議設置要綱の改正を行い、「運賃協議分科会」等の下部組織を設置する。

(例2) 地域公共交通会議設置とは別に、新たに「運賃協議会」等の新たな協議体を設置する。

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブリコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。 ※ ①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

出典：国土交通省資料